

地方消費者行政の充実強化に向けて

2009. 12. 8
消費者委員会委員有志

I. 地方消費者行政の充実強化の基本的視点

明治以来の産業育成を中心課題とした行政の施策を、消費者重視に転換するという大きな変化の流れの中で、本年9月国においては消費者庁、消費者委員会という新しい組織ができ消費者行政一元化による消費者行政の強化が図られつつある。しかしながら、これを実現するには、全国各地方の現場において、消費者に密接な「安全」「取引」「表示」の分野において十分な施策が講じられ、地域の問題解決能力を高める必要がある。

地方分権の強化・拡大によって地元の生活に密着した行政の充実を図ることが極めて重大である。そのために地方消費者行政の充実強化は極めて切実な緊急の課題である。

消費者庁においては、今後3年間（平成21、22、23年度）を中心とする地方消費者行政強化プランが策定されようとしている。しかし、平成21年度に措置された地方消費者行政活性化基金は、向こう3年間を集中育成・強化期間と位置付け、当面のインフラ整備に主眼を置いたものであり、4年目以降も見通した人材確保等のプランまでは示されていない。

消費者委員会では平成24年度以降の地方消費者行政の充実強化がどのようなべきかを平成22年度末を目途に提言し、その実現を図る予定である。その際、消費者委員会は、地方の実態把握をしながら、地方自治の本旨を尊重しつつ、地方分権の強化・拡大に向けた今日の議論状況を踏まえ、消費者行政における国と地方の関与・役割分担の在り方を整理したうえで、消費者目線から提言する予定である。

本書は、その提言に盛り込まれるべき論点を消費者委員会内の討議をふまえて次のとおり提示する。

II. そのために検討されるべき論点

1. 消費者行政における国と地方の関与・役割分担のあり方
 - (1) 消費者行政を取り巻く国と地方の役割と将来の方向性
――地方自治、地方分権と消費者行政
 - (2) 地方消費者行政を支える財政のあり方

- 1) 171 国会審議の状況と引き続く考え方の整理
――地方財政法の改正を含め。
 - 2) 地方消費者行政活性化基金の期限後である平成 24 年度以降の財政支援はどうあるべきか。
2. 国と地方のネットワーク
 - 1) 消費生活センター・消費生活相談窓口の整備のあり方
 - ・全市町村対応、広域対応をどう考えるか
 - ・消費生活センター、相談窓口の設置基準（最低水準のガイドライン）を設けることの是非、設けるとしたらどのようなものか
 - 2) 地方自治体相互のネットワーク（隣接県のブロック、県と市町村、近隣市町村相互間）
 - 3) 国民生活センターがネットワークに果たす役割
3. 情報の収集・分析及び情報提供のあり方
 - (1) 情報の収集体制はどうするか、P I O-N E Tなどの設置・活用のあり方
 - (2) 情報の適切な分析のシステムはどうあるべきか
 - (3) 収集・分析された情報を消費者に迅速・適切に提供するためにどうすべきか
4. テスト機能のあり方（商品比較テスト・原因究明テスト・自主テスト等）
 - (1) 地方消費者行政施策の中にどう位置づけるのか
 - (2) 国民生活センターや製品評価技術基盤機構（N I T E）などのテスト機能をどう活用するか
 - (3) 相互のテスト機関の連携・役割分担をどう考えるか
5. 自治体による法執行のあり方
 - (1) 特定商取引法や景品表示法等を都道府県で適切迅速に執行していくためにどのような体制づくりが必要か
 - (2) 特に国の機関との連携・協力体制のあり方
 - (3) 法執行関連の研修の充実をどう図るか
6. 消費生活相談員制度のあり方
 - (1) 相談員、相談体制への支援はどうあるべきか。特に研修、専門家による支援などのあり方

- (2) 相談員の処遇は、多様な選択肢の提示を含め、どのようにしたらよいか
- (3) 国民生活センターによる相談員の教育・研修・支援のあり方

7. 消費者、事業者、行政などの協働及び消費者の声を政策決定などに反映させるシステム構築のあり方

- (1) 各地方自治体と消費者団体、事業者団体及び各種専門家・研究機関との連携協力体制をどう構築するか
- (2) 特に消費者被害の情報収集啓発などを行う消費者団体との連携、支援をどうするか
- (3) 地方消費者行政に関する消費者及び高齢者、障害者、子どもなど社会的弱者の声を自治体消費者行政に反映させるシステムをどうするか

8. 地方消費者行政の充実強化に向けた組織体制と人材育成のあり方

- (1) 地方消費者行政推進体制はどのような組織がよいか
- (2) 消費者行政に携わる人材育成及び意欲喚起をどうするか